

令和7年7月10日本会議臨時会

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和7年7月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

11番 和田哲議員、12番 星川薰議員、13番 大類好彦議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

[議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇]

◎議会運営委員長(星川 薫 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る7月3日、招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を、7月4日、市役所会議室において開催し、当局から、総務課長の出席を求め提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、タブレットに掲載しております会期・議事日程表のとおり、本日1日限りとすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長からの報告のとおり、会期は本日1日限りとすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告ですが、事務局長に報告させます。事務局長。

◎事務局長(菅原幸雄君)

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、6月に執行した「例月出納検査の結果」について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、尾花沢農産加工センター有限会社、第38期事業報告書、決算報告書及び第39期事業計画書の提出があ

りました。

それぞれ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第30号「財産（土地）の取得について」の1件を上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

皆さん、おはようございます。今臨時会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議第30号「財産（土地）の取得について」でありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要となります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて、議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第5、議第30号「財産（土地）の取得について」の1案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議第30号「財産（土地）の取得について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論がありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって議第30号は原案のと

令和7年7月10日本会議臨時会

おり決しました。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

附帯決議の動議を提出をいたします。

◎議長(菅野修一議員)

青野隆一議員より、ただ今可決しました、議第30号に対する附帯決議の動議がありました。賛成者は挙手を願います。

[挙手する者あり]

◎議長(菅野修一議員)

会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がおられますので、動議を認めます。この際、動議提出者の説明を求めます。青野議員。

[1番 青野隆一議員 登壇]

◎1番(青野隆一議員)

それでは、私のほうから附帯決議について、読み上げて提案させていただきます。

附帯決議案、議第30号「財産（土地）の取得について」に対する附帯決議。

私たち市議会は、去る令和4年3月18日に、パレットスクエア跡地の活用方法について、『敷地を市で購入し、民間資本の活用なども含め、市民に望まれる利用計画を早急に示すこと』とする政策提言を全会一致で市長に提出をいたしました。

その後、所有者が施設の解体を実施し、先の6月定例会において、1億7,500万円で土地を購入する補正予算を議決いたしました。この度取得する土地の利用方法につきましては、十分に市民の声を取り入れるとともに、積極的に民間資本を誘導されるよう、下記のとおり要望いたします。

1. この度取得する旧パレットスクエア跡地の活用方法については、民間資本を積極的に導入するとともに、今年度中に利用計画の作成に着手すること。

2. 利用計画作成の進捗状況については、適時市議会に報告すること。

上記決議いたします。令和7年7月10日、尾花沢市議会。

以上で提案をさせていただきましたが、全議員のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

これより、附帯決議に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に、討論のある方は発言を許します。

討論もないようでので終結いたします。

次に、本決議案を起立により採決いたします。本決議案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

◎議長(菅野修一議員)

着席願います。起立少数であります。よって本決議案は否決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。これをもって、令和7年7月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

閉会 午前10時12分